

京労発基 1121 第 1 号 4
平成 29 年 11 月 21 日

関係機関・団体 各位

京都労働局長



平成 29 年度 京都府特定（産業別）最低賃金額等の周知（ご依頼）について

平素は、労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、先般、京都府最低賃金が改定され、本年 10 月 1 日から同最低賃金の時間額が 856 円（改定前金額 831 円）として発効したところですが、今般、京都府最低賃金に続き、京都府特定（産業別）最低賃金（同封の京都府最低賃金一覧表の 5 業種）についても改正され、本年 12 月 21 日（木）から発効することとなりました。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、貴機関・団体等におかれましては、同封しました「京都府最低賃金周知用ポスター（ポスターデザインコンテスト最優秀賞製作版）」の掲示、「平成 29 年度 京都府最低賃金一覧表」の貴会員等への配布、ホームページ及び広報誌 への掲載等、京都府最低賃金、京都府特定（産業別）最低賃金及び最低賃金制度の周知にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、ホームページ及び広報誌への掲載等にご協力頂きました場合は、広報誌名（配布先、部数等）掲載記事部分の写につきまして、下記担当官まで F A X 等でのご連絡をお願い申し上げます。

また、京都府最低賃金周知用ポスター及び最賃リーフ等の追加発送のご希望がございましたら、別紙「送付依頼書」にて下記担当官までご連絡下さい。

京都府最低賃金周知用の各種リーフレット、広報誌掲載用等の P D F データを当局ホームページに掲載しておりますのでご活用下さい。当局ホームページの掲載場所-「トップページ 右側の黄色サイトボタン：京都府最低賃金 856 円」-「右上側：各種パンフ、統計資料、各助成金制度の案内等）」

担当者【京都労働局 労働基準部 賃金室 高木あて】

〒604 0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451 TEL 075-241-3215 FAX 075-241-3219

京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第 8 条第 3 項の規定に基づき、その印影を印刷としています。

京都労働局 労働基準部 賃金室（高木） あて

平成 29 年度「京都府最低賃金周知広報用ポスター、リーフ」

送 付 依 頼 書

「京都府最低賃金周知広報用ポスター」、「京都府の最低賃金一覧表・周知広報用リーフレット等」には、**所轄の労働基準監督署（労働相談コーナー）**や「**京都府最低賃金総合相談支援センター**」の連絡先や多く寄せられるご質問等を記載しておりますので、**掲示、パンフレット台への備え付け、各専門店等への配布**につきましても、**特段のご配慮**をお願い致します。

必要部数を記載下さい。

配布は在庫がなくなり次第、終了とさせていただきますので、ご了承下さい。

周知広報用ポスターの掲示（裏面の種類をお選び下さい。全種類可。）

必要枚数: A **終了** 枚 : B 枚 : C 枚

（**掲示予定場所**をご記入下さい。） 記載例・・店舗出入口前**掲示板、インフォメーションボード**

掲示予定場所：

周知広報用リーフの配置・各専門店等への配布（**パンフレット等への配置**）

必要枚数: D 枚 : E 枚 : F 枚: G 枚

（**配布方法等**をご記入下さい。） 記載例・・店舗出入口前**パンフレット、各専門店配布**

配布（配置）方法等：

ご送付させて頂く貴機関・団体等の名称、ご担当者様（所属先）等をご記入願います。

関係機関・団体名等 （事業場名称等）	()
ご担当者の職氏名	
電話番号（FAX）	(FAX)

連絡先、担当官

京都労働局 労働基準部 賃金室 地方賃金指導官 高木 芳夫

TEL 075-241-3215 FAX 075-241-3219

別紙 2

平成 29 年度 京都府最低賃金周知広報用ポスターは次の 3 種類となります。(A・B は今回同封)

(C : 遠藤憲一さん B 2 版は、9 月下旬から、A・B : は 12 月上旬から順次配布中。)
 配布は在庫がなくなり次第、終了とさせていただきますので、ご了承下さい。

A : B 3 縦版

サイズ B 3 縦版 H51.5×W36.5cm

京都府最低賃金

時間額 **856円**

平成 29 年度 京都府特設 (産別) 最低賃金一覧表

産別	最低賃金
金属製品製造業	902円(17%)
電気機械器具製造業	907円(18%)
輸送用機械器具製造業	860円(23%)
各種商品小売業	860円(23%)
自動車(新車)小売業	860円(23%)

平成 29 年 12 月 21 日

B : B 3 横版

サイズ B 3 横版 H36.5×W51.5cm

京都府最低賃金

時間額 **856円**

平成 29 年度 京都府特設 (産別) 最低賃金一覧表

産別	最低賃金
金属製品製造業	902円(17%)
電気機械器具製造業	907円(18%)
輸送用機械器具製造業	860円(23%)
各種商品小売業	860円(23%)
自動車(新車)小売業	860円(23%)

平成 29 年 12 月 21 日

C : B 2 縦版

サイズ B 2 縦版 H72.5×W51.5cm

最低賃金、確認した?

京都府 最低賃金が改定されました。

平成 29 年 10 月 1 日から

時間額 **856円** (25% UP)

雇う上でも、働く上でも、最善のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

平成 29 年度 京都府最低賃金周知広報用リーフ等は次の 4 種類。

(D・E・F・G は今回全て同封)

D : A 4 両面

E : A 4 両面

**F : A4 の 3 折版
最賃制度詳細版です。**

**G : A 4 両面
最低賃金一覧表です。**

必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も

京都府最低賃金は、平成 29 年 10 月 1 日から

時間額 **856円** (25% 引上げ)

最低賃金制度とは?
 労働者最低賃金(労働基準法)は、セーフティネットとして、京都府内のすべての労働者及び労働者に適用されます。
 ※なお、特別の職業については、京都府特設(産別)最低賃金(産別)が適用されています。産別最低賃金は、適用対象となる労働者に適用されます。

2 使用費が最低賃金を支払っていない場合はどうなるの?
 使用者が労働者に最低賃金を支払っていない場合は、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。
 ※労働者最低賃金以上の最低賃金を支払っていない場合は、罰金(50万円以下)が科せられます。(最低賃金法 40 条)

3 最低賃金から除外される賃金はあるの?
 最低賃金は、次の賃金は含まれません。
 ① 賞与(賞与手当) ② 退職金 ③ 1 か月を超えない期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ④ 期間が、1 日及び深夜手当(深夜勤務手当) ⑤ 各種手当(育児、介護、育児、介護)

4 最低賃金の周知期間はあるの?
 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の雇入れの日の前日までに労働者最低賃金、賃入し、賃金表(賃金表)に労働者最低賃金を明示するなどの方法により周知する必要があります。(最低賃金法 40 条)

厚生労働省 京都府労働局・各労働基準監督署

最低賃金、確認した?

京都府 最低賃金が改定されました。

平成 29 年 10 月 1 日から

時間額 **856円** (25% UP)

雇う上でも、働く上でも、最善のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金、確認した?

雇う上でも、働く上でも、最善のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

平成 29 年度 京都府の最低賃金一覧表

産別	最低賃金
金属製品製造業	902円(17%)
電気機械器具製造業	907円(18%)
輸送用機械器具製造業	860円(23%)
各種商品小売業	860円(23%)
自動車(新車)小売業	860円(23%)

京都府最低賃金 **856円**
 [発効日 平成 29 年 10 月 1 日]

当該リーフレット、「平成 29 年度 京都府の最低賃金一覧表」(PDF)、最低賃金関係統計資料、各種助成金制度のご案内等については、**京都労働局のホームページ**に掲載していますので、ご活用下さい。

京都労働局 HP : トップページ右側、黄色いサイドバナー「京都府最低賃金 856円」をクリック下さい。